

山形市福祉医療給付金支給条例（昭和49年3月25日条例第2号）

最終改正:令和6年3月26日条例第6号

改正内容:令和6年3月26日条例第6号 [令和6年4月1日]

○山形市福祉医療給付金支給条例

昭和49年3月25日条例第2号

改正

- 昭和50年3月20日条例第13号
- 昭和56年3月23日条例第11号
- 昭和56年9月19日条例第40号
- 昭和57年12月23日条例第32号
- 昭和58年3月22日条例第9号
- 昭和59年6月26日条例第26号
- 昭和59年9月20日条例第31号
- 昭和61年3月24日条例第8号
- 昭和62年3月23日条例第11号
- 平成元年9月25日条例第34号
- 平成3年3月26日条例第18号
- 平成4年6月22日条例第34号
- 平成4年12月22日条例第48号
- 平成6年9月22日条例第31号
- 平成7年3月28日条例第12号
- 平成7年6月28日条例第29号
- 平成8年3月28日条例第15号
- 平成8年12月25日条例第35号
- 平成9年3月31日条例第11号
- 平成9年6月24日条例第32号
- 平成9年8月21日条例第34号
- 平成11年6月23日条例第26号
- 平成12年3月27日条例第23号
- 平成12年9月22日条例第48号
- 平成12年12月25日条例第67号
- 平成14年3月25日条例第20号
- 平成14年9月30日条例第44号
- 平成15年3月24日条例第6号
- 平成16年6月28日条例第23号
- 平成18年3月22日条例第18号
- 平成18年6月22日条例第26号
- 平成19年3月16日条例第3号
- 平成19年3月16日条例第14号
- 平成19年6月27日条例第26号
- 平成20年3月18日条例第7号
- 平成20年3月18日条例第15号
- 平成20年6月30日条例第18号
- 平成20年6月30日条例第20号
- 平成21年3月26日条例第8号
- 平成21年6月29日条例第21号
- 平成22年6月29日条例第14号
- 平成24年3月21日条例第8号
- 平成24年6月30日条例第20号
- 平成25年3月19日条例第15号
- 平成25年7月3日条例第32号
- 平成26年6月30日条例第22号
- 平成26年9月29日条例第27号
- 平成29年12月20日条例第23号
- 平成30年7月4日条例第32号
- 令和5年3月28日条例第7号
- 令和5年10月31日条例第30号

令和6年3月26日条例第6号

山形市福祉医療給付金支給条例

（趣旨）

第1条 この条例は、市民福祉の向上を図るため、この市が行う福祉医療給付金（以下「給付金」という。）の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）社会保険各法 健康保険法（大正11年法律第70号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）その他これらに類する法律として規則で定めるものをいう。
- （2）重度心身障がい（児）者 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に規定する1級又は2級に該当する障害を有する者をいう。
- （3）こども 出生の日から18歳に達する日以後における最初の3月31日までの者をいう。
- （4）児童 出生の日から19歳に達する日の属する月の末日までの者をいう。
- （5）外来療養 病院又は診療所における診察、薬剤若しくは治療材料の支給若しくは処置、手術その他の治療（これらの療養の給付のうち、病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護に伴うものを除く。）又は居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護をいう。
- （6）入院療養 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護（これらの療養の給付に伴う診察、薬剤又は治療材料の支給及び処置、手術その他の治療を含む。）をいう。

（給付金の種類及び対象者）

第3条 給付金の種類は、次のとおりとする。

- （1）重度心身障がい（児）者医療給付金
- （2）こども医療給付金
- （3）親子健やか医療給付金

2 給付金の支給を受けることができる者（以下「支給対象者」という。）は、この市の住民基本台帳に記録され、かつ、社会保険各法の規定による療養の給付を受けることができる者のうち、次の各号に掲げる給付金の種類の区分に応じそれぞれ当該各号に定める者とする。

- （1）重度心身障がい（児）者医療給付金 重度心身障がい（児）者又はこれに類する障がい有する者として規則で定める者
- （2）こども医療給付金 こども
- （3）親子健やか医療給付金 次のいずれかに該当する者

ア 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子若しくは同条第2項に規定する配偶者のない男子又は配偶者（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第3項に規定する配偶者をいう。）が同法第10条第1項若しくは第10条の2の規定による命令を受けた者であって、当該命令の効力が生じた日から起算してそれぞれこれらの規定に規定する期間を経過していないもの（同法第17条第1項の規定により当該命令が取り消されたものを除く。）で児童を扶養しているもののうち、規則で定めるもの

イ アに規定する者に扶養されている児童

ウ 母子及び父子並びに寡婦福祉法附則第3条第1項に規定する父母のいない児童（第4項第2号において「父母のいない児童」という。）

3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者については、支給対象者としなないものとする。

- （1）生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯に属する者
- （2）中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号。以下この号において「25年改正法」という。）附則第2条第1項若しくは第2項の規定によりなお従前の例によることとされた25年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく支援給付若しくは25年改正法附則第2条第3項に基づく支援給付を含む。）を受けている者の世帯に属する者

（3）児童福祉施設に係る措置費（医療費に係るものに限る。）の支弁対象者

4 第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる給付金の種類の区分に応じそれぞれ当該各号に定める者については、当該給付金の支給対象者としなないものとする。

（1）重度心身障がい（児）者医療給付金 次に掲げる者

ア 療養の給付を受ける日の属する年度（当該給付を受ける日の属する月が4月から6月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）の額が規則で定める額以上である者（特に支給対象者とする必要がある者として規則で定める者を除く。）

イ 前年（療養の給付を受ける日の属する月が1月から6月までの場合にあっては、前前年）の所得について所得税が課された者（所得税が課されていない者に準ずる者として規則で定める者を除く。以下「所得税課税者」という。）又は所得税課税者に扶養されている者のうち、高齢者医療確保法第67条第1項第1号の規定に該当する者

（2）親子健やか医療給付金 次に掲げる者

ア 所得税課税者

イ 所得税課税者に扶養されている児童

ウ 所得税課税者である児童を扶養している者

エ 所得税課税者に養育されている父母のいない児童

（支給対象者の認定及び医療証の交付）

第4条 給付金の支給を受けようとする者は、あらかじめ支給対象者としての市長の認定を受けなければならない。

2 市長は、前項の認定を受けた者（以下「支給認定者」という。）に対し、医療証を交付するものとする。

（給付金の支給及び額）

第5条 給付金は、支給認定者が社会保険各法の規定による給付の対象となる療養（以下「社会保険各法給付対象療養」という。）を受けた場合において支給する。

2 給付金の額は、社会保険各法給付対象療養に関する費用について診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号。第5号において「療養費告示」という。）及び訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成20年厚生労働省告示第67号。第5号において「訪問看護療養費告示」という。）の規定により算定した額から次に掲げる額の合計額を控除した額とする。

- （1）社会保険各法の規定により給付を受けられる額
- （2）社会保険各法の規定による給付にあわせてこれに準ずる付加給付を受けることができる額
- （3）他の法令等の規定により国又は地方公共団体の負担する額
- （4）療養の理由が第三者の行為によるものであり、かつ、その者から療養費に相当する損害賠償を受けたときはその額
- （5）重度心身障がい（児）者医療給付金の支給認定者にあつては、次に掲げる額

ア 外来療養又は入院療養を受けた場合にあつては、病院又は診療所ごとに療養費告示の規定により算定した当該外来療養又は入院療養に係る費用の額に高齢者医療確保法第67条第1項第1号に規定する割合を乗じて得た額（同一月、同一病院又は同一診療所において、当該乗じて得た額が、外来療養にあつては高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号。以下「高齢者医療確保法施行令」という。）第15条第3項第1号に規定する額、入院療養にあつては同条第1項第1号に規定する額を超えるときは、それぞれそれらの規定に規定する額）

イ 健康保険法第88条第1項に規定する指定訪問看護（以下「指定訪問看護」という。）を受けた場合にあつては、訪問看護療養費告示の規定により算定した当該指定訪問看護に係る費用の額に高齢者医療確保法第67条第1項第1号に規定する割合を乗じて得た額（同一月、同一事業所ごとに算定した当該額が高齢者医療確保法施行令第15条第3項第1号に規定する額を超えるときは、同号に規定する額）

3 前項の規定にかかわらず、重度心身障がい（児）者医療給付金の支給認定者のうち、次の各号のいずれかに該当する者に対して支給する給付金の額の算定に当たっては、同項第5号に規定する額を控除しないものとする。

- （1）所得税課税者でない者
- （2）所得税課税者でない者に扶養されている者

4 第2項第5号の規定にかかわらず、重度心身障がい（児）者医療給付金の支給認定者に対して支給する給付金の額の算定に当たっては、計算期間（高齢者医療確保法施行令第14条の2第1項ただし書に規定する計算期間をいう。）において同一の病院若しくは診療所で受けた外来療養又は同一の事業所で受けた指定訪問看護に係る第2項第5号の規定により算定した額の合計額が高齢者医療確保法施行令第15条第8項に規定する額を超えるときは、その超えることとなる額を控除しないものとする。

5 前3項の規定による給付金の額の算定は、月ごとに行うものとする。

（給付金の支給の方法）

第6条 給付金の支給の方法は、社会保険各法に規定する療養の給付の方法の例による。ただし、これにより支給を受けることができない支給認定者にあつては、市長に対し給付金の支給を申請しなければならない。

2 前項ただし書の規定による申請をすることができる期間は、当該給付金の支給に係る療養の給付を受けた日から2年以内とする。

（給付金の返還）

第7条 市長は、虚偽その他不正の手段により給付金の支給を受けた者があるときは、その者に対し、既に支給した給付金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（委任）

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（関係条例の廃止）

2 次に掲げる条例は、廃止する。

- （1）山形市老人医療給付金支給条例（昭和46年市条例第52号）
 - （2）山形市乳児医療給付金支給条例（昭和48年市条例第3号）
- （経過措置）

3 この条例施行の際、現に老人医療給付金、重度心身障害（児）者医療給付金及び乳児医療給付金の支給の対象となつている者については、この条例の規定による対象者とみなす。

（給付金の支給対象者の特例）

4 第3条第4項の規定にかかわらず、同項第1号イに規定する者については、当分の間、重度心身障がい（児）者医療給付金の支給対象者とする。

（外来療養に係る給付金の額の特例）

5 第5条第2項の規定にかかわらず、重度心身障がい（児）者医療給付金の支給認定者が外来療養を受けた場合における同項の規定の適用については、当分の間、同項第5号ア中「高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号。以下「高齢者医療確保法施行令」という。）第15条第3項第1号に規定する額」とあるのは「14,000円を超えるときは14,000円」と、「同条第1項第1号」とあるのは「高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号。以下「高齢者医療確保法施行令」という。）第15条第1項第1号」と、「それぞれそれらの規定」とあるのは「同号」とする。

（指定訪問看護に係る給付金の額の特例）

6 第5条第2項の規定にかかわらず、重度心身障がい（児）者医療給付金の支給認定者が指定訪問看護を受けた場合における同項の規定の適用については、当分の間、同項第5号イ中「高齢者医療確保法施行令第15条第3項第1号に規定する額」及び「同号に規定する額」とあるのは、「14,000円」とする。

附 則（昭和50年3月20日条例第13号）

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年3月23日条例第11号）

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年9月19日条例第40号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年12月23日条例第32号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和58年2月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例施行の日前の療養に係るこの条例による改正前の山形市福祉医療給付金支給条例第3条第1項第1号の規定による老人医療給付金の支給については、なお従前の例による。

附 則（昭和58年3月22日条例第9号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和58年2月1日から適用する。

附 則（昭和59年6月26日条例第26号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和59年10月1日から施行する。

（適用）

- 2 この条例による改正後の山形市福祉医療給付金支給条例の規定は、この条例施行の日以後に受けた療養に係る給付金から適用し、同日前に受けた療養に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（昭和59年9月20日条例第31号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

〔昭和59年市規則第36号により、昭和59年10月1日から施行〕

附 則（昭和61年3月24日条例第8号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の山形市福祉医療給付金支給条例第3条の規定の適用については、昭和61年4月1日から昭和63年3月31日までの間、「18歳未満」とあるのは「昭和61年3月31日以後に義務教育を終了する18歳未満」とする。

附 則（昭和62年3月23日条例第11号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和62年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の山形市福祉医療給付金支給条例の規定は、この条例施行の日以後に受けた療養に係る給付金から適用し、同日前に受けた療養に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成元年9月25日条例第34号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成元年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の山形市福祉医療給付金支給条例（以下「新条例」という。）の規定は、施行日以後に受けた療養に係る給付金から適用し、同日前に受けた療養に係るものについては、なお従前の例による。

- 3 前項の規定にかかわらず、新条例第3条第3項第2号の規定は、施行日以後に出生した者に係る給付金から適用し、同日前に出生した者に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成3年3月26日条例第18号）

この条例は、平成3年4月1日から施行し、この条例による改正後の山形市福祉医療給付金支給条例第3条第1項第2号の規定は、平成2年4月2日以後に生まれた者について適用する。

附 則（平成4年6月22日条例第34号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成4年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の山形市福祉医療給付金支給条例第5条の規定は、施行日以後の療養に係る給付金について適用し、施行日前の療養に係る給付金については、なお従前の例による。

附 則（平成4年12月22日条例第48号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行し、この条例による改正後の山形市福祉医療給付金支給条例（以下「改正後の条例」という。）第3条第1項第2号の規定は、平成3年4月2日以後に生まれた者について適用する。

（経過措置）

- 2 改正後の条例第5条の規定は、施行日以後の療養に係る給付金について適用し、施行日前の療養に係る給付金については、なお従前の例による。

附 則（平成6年9月22日条例第31号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成6年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の山形市福祉医療給付金支給条例第5条の規定は、施行日以後の療養に係る給付金について適用し、施行日前の療養に係る給付金については、なお従前の例による。

附 則（平成7年3月28日条例第12号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行し、この条例による改正後の山形市福祉医療給付金支給条例（以下「改正後の条例」という。）第3条第1項第2号の規定は、平成4年4月2日以後に生まれた者について適用する。
- （経過措置）

- 2 改正後の条例第5条の規定は、施行日以後の療養に係る給付金について適用し、施行日前の療養にかかる給付金については、なお従前の例による。

附 則（平成7年6月28日条例第29号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成7年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第3条第3項第2号の規定は、施行日以後の療養に係る給付金について適用し、施行日前の療養に係る給付金については、なお従前の例による。

附 則（平成8年3月28日条例第15号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第3条第1項第2号の規定は、平成4年4月2日以後に出生した者に係る給付金について適用し、同日前に出生した者に係る給付金については、なお従前の例による。

- 3 改正後の第5条の規定は、施行日以後の療養に係る給付金について適用し、施行日前の療養に係る給付金については、なお従前の例による。

附 則（平成8年12月25日条例第35号）

この条例は、公布の日から施行し、平成8年7月1日から適用する。

附 則（平成9年3月31日条例第11号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第3条第1項第2号の規定は、平成3年4月2日以後に出生した者に係る給付金について適用し、同日前に出生した者に係る給付金については、なお従前の例による。

附 則（平成9年6月24日条例第32号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成9年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第5条の規定は、施行日以後の療養に係る給付金について適用し、施行日前の療養に係る給付金については、なお従前の例による。

附 則（平成9年8月21日条例第34号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成9年9月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第5条の規定は、施行日以後の療養に係る給付金について適用し、施行日前の療養に係る給付金については、なお従前の例による。

附 則（平成11年6月23日条例第26号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成11年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第5条の規定は、施行日以後の療養に係る給付金について適用し、施行日前の療養に係る給付金については、なお従前の例による。

附 則（平成12年3月27日条例第23号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年9月22日条例第48号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成12年12月25日条例第67号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成13年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第3条第3項及び第5条第2項の規定は、施行日以後の療養に係る給付金について適用し、施行日前の療養に係る給付金については、なお従前の例による。

附 則（平成14年3月25日条例第20号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成14年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第3条第3項の規定は、平成13年7月2日以後に出生した者に係る給付金について適用し、同日前に出生した者に係る給付金については、なお従前の例による。

附 則（平成14年9月30日条例第44号）

この条例は、平成14年10月1日から施行する。

附 則（平成15年3月24日条例第6号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年6月28日条例第23号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成16年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第3条第3項の規定は、施行日以後の療養に係る給付金について適用し、施行日前の療養に係る給付金については、なお従前の例による。

附 則（平成18年3月22日条例第18号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年6月22日条例第26号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（施行日前に受けた療養に関する経過措置）

- 2 この条例による改正後の山形市福祉医療給付金支給条例（以下「新条例」という。）の規定は、施行日以後に受けた療養に係る給付金について適用し、施行日前に受けた療養に係る給付金については、なお従前の例による。

（重度心身障害（児）者医療給付金に関する経過措置）

- 3 老人保健法第17条第2項に規定する老人医療受給対象者であることにより、又は新条例第3条第4項第1号に規定する者に該当することにより施行日以後において重度心身障害（児）者医療給付金の支給を受けることができない者のうち、この条例による改正前の山形市福祉医療給付金支給条例（以下「旧条例」という。）の規定を適用することとしたならば重度心身障害（児）者医療給付金の支給を受けることができることとなる者については、新条例第3条の規定にかかわらず、平成18年9月30日までの間は、その者を同条に規定する重度心身障害（児）者医療給付金の支給対象者とみなして、新条例の規定を適用する。

- 4 施行日から平成18年9月30日までの間に受けた療養に係る重度心身障害（児）者医療給付金の額の算定については、新条例第5条第2項及び前項の規定にかかわらず、旧条例第5条第2項の規定を適用する。この場合において、同条中「入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号）及び訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成18年厚生労働省告示第102号）」とあるのは、「及び訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成18年厚生労働省告示第102号）」と読み替えるものとする。

（乳幼児医療給付金に関する経過措置）

- 5 新条例第3条第4項第2号に規定する者に該当することにより乳幼児医療給付金の支給を受けることができない者（次項において「新所得要件による乳幼児医療給付金非該当者」という。）のうち、旧条例第3条の規定を適用することとしたならば乳幼児医療給付金の支給を受けることができることとなる者（次項において「旧所得要件による乳幼児医療給付金該当者」という。）であって、3月1日から6月30日までの間に出生したもの（施行日の前日までに出生した者に限る。）については、新条例第3条の規定にかかわらず、その者の施行日以後の最初の出生の日の属する月の末日までの間は、その者を同条に規定する乳幼児医療給付金の支給対象者とみなして、新条例の規定を適用する。
- 6 新所得要件による乳幼児医療給付金非該当者のうち、旧所得要件による乳幼児医療給付金該当者であって、7月1日から12月31日まで及び1月1日から2月末日までの間に出生したもの（平成19年2月28日までに出生した者に限る。）については、新条例第3条の規定にかかわらず、同年3月31日までの間は、その者を同条に規定する乳幼児医療給付金の支給対象者とみなして、新条例の規定を適用する。
- 7 施行日からその者の施行日以後の最初の出生の日の属する月の末日（7月1日から12月31日まで及び1月1日から2月末日までの間に出生した者にあつては、平成19年3月31日）までの間に受けた指定訪問看護に係る乳幼児医療給付金の額の算定については、新条例第5条第2項及び前2項の規定にかかわらず、旧条例第5条第2項の規定を適用する。

附 則（平成19年3月16日条例第3号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月16日条例第14号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年6月27日条例第26号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の山形市福祉医療給付金支給条例の規定は、施行日以後に受ける療養の給付に係る福祉医療給付金について適用し、施行日前に受けた療養の給付に係る福祉医療給付金については、なお従前の例による。

- 3 施行日から平成20年3月31日までの間において重度心身障がい（児）者医療給付金の支給認定者が受ける療養の給付に関する第5条第2項の規定の適用については、同項第5号ア中「病院、診療所又は薬局」とあるのは、「病院又は診療所」とする。

附 則（平成20年3月18日条例第7号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の山形市福祉医療給付金支給条例の規定は、施行日以後に受ける療養の給付に係る福祉医療給付金について適用し、施行日前に受けた療養の給付に係る福祉医療給付金については、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月18日条例第15号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年6月30日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成20年6月30日条例第20号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第5条第3項の規定は、施行日以後に受ける療養の給付に係る福祉医療給付金について適用し、施行日前に受けた療養の給付に係る福祉医療給付金については、なお従前の例による。

附 則（平成21年3月26日条例第8号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第5条第2項第5号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正前の山形市福祉医療給付金支給条例第3条第2項第1号ただし書の規定に該当しないことにより又は同号ただし書の規定に該当する者であって同条第4項第1号イの規定に該当することにより施行日前において重度心身障がい（児）者医療給付金の支給対象者とならなかった者のうち、施行日以後においてこの条例による改正後の山形市福祉医療給付金支給条例（以下「新条例」という。）の規定により重度心身障がい（児）者医療給付金の支給対象者となる者が、施行日から平成21年6月30日までの間に新条例第4条第1項の認定を受けた場合においては、同項の規定にかかわらず、施行日において支給対象者としての市長の認定を受けたものとみなして、同日以後の療養の給付に係る重度心身障がい（児）者医療給付金の支給を受けることができる。

附 則（平成21年6月29日条例第21号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の山形市福祉医療給付金支給条例の規定は、施行日以後に受ける療養の給付に係る福祉医療給付金について適用し、施行日前に受けた療養の給付に係る福祉医療給付金については、なお従前の例による。

附 則（平成22年6月29日条例第14号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の山形市福祉医療給付金支給条例の規定は、施行日以後に受ける療養の給付に係る福祉医療給付金について適用し、施行日前に受けた療養の給付に係る福祉医療給付金については、なお従前の例による。

附 則（平成24年3月21日条例第8号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の山形市福祉医療給付金支給条例の規定は、施行日以後に受ける療養の給付に係る福祉医療給付金について適用し、施行日前に受けた療養の給付に係る福祉医療給付金については、なお従前の例による。

附 則（平成24年6月30日条例第20号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の山形市福祉医療給付金支給条例の規定は、施行日以後に受ける療養の給付に係る福祉医療給付金について適用し、施行日前に受けた療養の給付に係る福祉医療給付金については、なお従前の例による。

附 則（平成25年3月19日条例第15号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の山形市福祉医療給付金支給条例の規定は、施行日以後に受ける療養の給付に係る福祉医療給付金について適用し、施行日前に受けた療養の給付に係る福祉医療給付金については、なお従前の例による。

附 則（平成25年7月3日条例第32号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の山形市福祉医療給付金支給条例の規定は、施行日以後に受ける療養の給付に係る福祉医療給付金について適用し、施行日前に受けた療養の給付に係る福祉医療給付金については、なお従前の例による。

附 則（平成26年6月30日条例第22号）

（施行期日）

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

（1）第6条第2項の改正規定及び次項の規定 公布の日

（2）第3条第2項第3号アの改正規定（「又は」を「若しくは」に改め、「男子」の次に「又は配偶者（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第3項に規定する配偶者をいう。）が同法第10条第1項の規定による命令を受けた者であつ

て、当該命令の効力が生じた日から起算して同項第1号又は第2号に規定する期間を経過していないもの（同法第17条第1項の規定により当該命令が取り消されたものを除く。）を加える部分に限る。）平成26年7月1日

（3）前2号に掲げる改正規定以外の改正規定及び附則第3項の規定 平成26年10月1日

（経過措置）

2 改正後の第6条第2項の規定は、この条例の公布の日以後に受ける療養の給付に係る福祉医療給付金について適用し、同日前に受けた療養の給付に係る福祉医療給付金については、なお従前の例による。

3 改正後の第5条の規定は、平成26年10月1日以後に受ける療養の給付に係る福祉医療給付金について適用し、同日前に受けた療養の給付に係る福祉医療給付金については、なお従前の例による。

附 則（平成26年9月29日条例第27号）

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成29年12月20日条例第23号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第5条第4項の規定は、平成29年8月1日以後に受ける療養の給付に係る重度心身障がい（児）者医療給付金について適用し、同日前に受けた療養の給付に係る重度心身障がい（児）者医療給付金については、なお従前の例による。

附 則（平成30年7月4日条例第32号）

（施行期日）

1 この条例は、平成30年8月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 改正後の附則第5項及び第6項の規定は、施行日以後に受ける療養の給付に係る重度心身障がい（児）者医療給付金について適用し、施行日前に受けた療養の給付に係る重度心身障がい（児）者医療給付金については、なお従前の例による。

附 則（令和5年3月28日条例第7号）

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の山形市福祉医療給付金支給条例の規定は、施行日以後に受ける療養の給付に係るこども医療給付金について適用し、施行日前に受けた療養の給付に係るこども医療給付金については、なお従前の例による。

附 則（令和5年10月31日条例第30号）

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 改正後の第4条第2項の規定による医療証の交付及びこれに関し必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

（経過措置）

3 この条例による改正後の山形市福祉医療給付金支給条例の規定は、施行日以後に受ける療養の給付に係るこども医療給付金について適用し、施行日前に受けた療養の給付に係るこども医療給付金については、なお従前の例による。

附 則（令和6年3月26日条例第6号抄）

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（山形市福祉医療給付金支給条例の一部改正に伴う経過措置）

4 この条例の施行の際現に第2条の規定による改正前の山形市福祉医療給付金支給条例（以下この項及び次項において「旧条例」という。）第3条第2項第3号ア又はイに該当する者として旧条例第4条第1項の認定を受けている者は、施行日に第2条の規定による改正後の山形市福祉医療給付金支給条例（以下この項及び次項において「新条例」という。）第3条第2項第3号ア又はイに該当する者として新条例第4条第1項の認定を受けた者とみなす。

5 前項の規定により新条例第4条第1項の認定を受けた者とみなされた者の新条例第3条第2項第3号に規定する親子健やか医療給付金の支給対象者としての要件については、同号の規定にかかわらず、なお従前の例による。